

大原中央商店街協同組合発行

「ほらやっさカード（磁気カード）」をお持ちのお客様へお知らせ

## ほらやっさカード（磁気カード）未使用プリペイド残高払戻しのご案内

令和4年3月  
大原中央商店街協同組合

弊会ポイントカードを「いすみ i CARD (ic カード)」に変更したことに伴い「ほらやっさカード（磁気カード）」の運用を廃止いたしました。平成 29 年 11 月 6 日より平成 30 年 12 月 31 日まで移行期間を設けましたが、当該期間に移行いただけなかった方を対象として、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」の規定に基づき、下記の要領にて未使用プリペイド残高の払戻しを行います。

ほらやっさカード（磁気カード）をお持ちで、未使用のプリペイド残高を有するお客様は、払戻し申出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようご案内申し上げます。

※ご注意 払戻し対象はプリペイド残高のみです。ポイント残高は払戻の対象となりません。

### 1. 廃止及び払戻しの対象となる前払式支払手段

ほらやっさカード（磁気カード）の未使用プリペイド残高

プリペイド残高は  
ここに表示されて  
います。 —————> ■



「いすみ i CARD」はこれまでどおりご使用いただけます。廃止及び払戻しの対象ではございません。

### 2. 払い戻しのお申し出期間

令和4年3月15日～令和4年6月15日（平日の9時～17時）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意ください。

### 3. 払い戻しのお申し出方法及び払い戻しの方法

払戻のお申し出期間中に、下記にて払戻申出を受け付けます。お手元の「ほらやっさカード（磁気カード）」と本人確認書類（免許証など）をご持参のうえ、ご来場ください。払戻申請書に住所・氏名・連絡先・振込先口座を記入・署名していただいた後、後日ご指定の口座へお振込みさせていただきます。振込手数料は当組合にて負担いたします。

### 4. お問い合わせ先・払戻申出先

大原中央商店街協同組合

（いすみ i CARD 事務委託先 受付時間 平日の9時から17時）

住所：いすみ市大原 7400-8（いすみ市商工会内） 電話番号：0470-62-1191

### 5. 注意事項

- (1)今回払戻対象となる前払式支払い手段は未使用プリペイド残高のみです。ポイント残高は払戻の対象となりません。
- (3)偽造・変造されたもの、汚損・滅失・破損がひどく原型の確認が困難なものについては払戻しができませんのでご注意ください。
- (4)ご本人（ほらやっさカード名義人）様以外の方が手続きされる場合には、本人及び手続き者の本人確認書類をご持参ください。